

知的財産支援センターについて

平成 21 年度センター長 小林 保



1. はじめに

2009 年（平成 21 年）4 月から日本弁理士会知的財産支援センターのセンター長を務めております。私は、2002 年（平成 14 年）4 月から 2005 年（平成 17 年）3 月まで 3 年間、2008 年（平成 20 年）度の 1 年間日本弁理士会知的財産支援センターの副センター長を務め、今年度センター長に就任しております。この日本弁理士会知的財産支援センターも、当初、特許制度昂扬普及委員会から発展したもので、当会の附属機関として知的財産支援センターとなってから、早いもので、10 周年を迎え、11 周年に入っております。

このたび、日本弁理士会知的財産支援センターが 10 周年を迎えましたことを記念して『①支援センターについて、②支援センター 10 年の歩み、③地方自治体との支援協定現状と今後の展開、④支援協定を締結して』の各テーマで特集が組まれております。私は、『①支援センターについて』を担当しております

そこで、日本弁理士会知的財産支援センターにつきまして、「1. 知的財産支援センターとは」、「2. 主な活動内容」、「3. 活動報告」、「4. 今後の課題」のそれぞれについて述べたいと思います。

2. 知的財産支援センターとは

知的財産支援センターについて、その存在は知っていても、日本弁理士会の中でどのような位置づけとなっていて、どのような組織で、日本弁理士会の中核である執行役員会とどのような関係にあるのかを明確に理解している会員は多くないと思われます。そこで、まず、知的財産支援センターとはどういうものであるかについて説明致します。

(1) 日本弁理士会における位置づけ

日本弁理士会知的財産支援センターは、弁理士会の会則、会令、内規の規定に基づいてその日本弁理士会における位置づけがなされています。

まず、日本弁理士会会則の第 3 条（事業）第 6 号において『知的財産権制度の普及及び改善に関すること』と規定し、日本弁理士会の事業として『知的財産権制度の普及及び改善』を行うことを明記しております。さらに、日本弁理士会会則の第 40 条（委嘱事項及び社会貢献活動等を行う義務）には、

『会員は、正当な理由がなければ、法令に基づき官公署が委嘱する事項を辞退することはできない。

2. 会員は、正当な理由がなければ、本会又は本会が設置する機関（以下この条において「本会等」という。）が委嘱する事項を辞退することはできない。

3. 会員は、本会の会務運営に積極的に参加するように努めなければならない。

4. 会員は、本会等が行う情報提供活動に積極的に協力するように努めなければならない。

5. 会員は、弁理士の専門知識を活かし、積極的に社会貢献活動に参加するように努めなければならない。社会貢献活動には、本会等が行う対外的な公益活動のほか、会員が本会等の外で行う公益活動を含む。』と会員たる弁理士の社会貢献活動義務を規定しております。

そして、この日本弁理士会会則では、第 3 条（事業）第 6 号に規定する事業を行うために、「第 18 章 附属機関」において、第 147 条第 1 項に『この会則において、附属機関とは、本会が第 3 条に定める事務及び事業を行うに当たり必要がある場合において、本章の規定により設置する機関をいう。』と規定し、第 150 条に「知的財産支援センター」に関する規定を設けています。

この第 150 条の「知的財産支援センター」には、『本会は、附属機関として知的財産支援センターを置く。

2 知的財産支援センターは、知的創造活動並びに国内外の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献すること

を目的とする。

3 この会則に定めるもののほか、知的財産支援センターの組織、支援事業その他知的財産支援センターに関し必要な事項は、会令で定める。』

と規定されております。

この日本弁理士会会則第150条「知的財産支援センター」の規定を受ける形で、日本弁理士会会令におきまして、会令第29号「知的財産支援センター規則」において知的財産支援センターに関する規定を置いております。

知的財産支援センターに関しましては、『日本弁理士会（以下「本会」という。）は、その附属機関として知的財産支援センター（以下「支援センター」という。）を置く。』（知的財産支援センター規則第1条）として、知的財産支援センターの設置について規定しております。このようにして、知的財産支援センターは、日本弁理士会の附属機関として、平成11年4月に誕生しております。

この知的財産支援センターは、『支援センターは、知的創造活動並びに内外国の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献すること』（知的財産支援センター規則第2条）を目的として発足しております。そして、知的財産支援センターの事業につきましては、

『支援センターは、前条の目的を達成するために以下の支援事業を行う。

- 一 知的創造活動の奨励及びその成果の発掘
- 二 知的財産権の取得及び活用の振興
- 三 知的財産権の取得及び活用に関する啓発、教育、指導、相談並びに情報提供
- 四 その他知的財産権制度の発展に必要と認められる事業

2 支援センターは、前項の他、前条の目的を達成する上で本会が必要と認める支援事業を行う。』（知的財産支援センター規則第3条）

と定めております。

このように日本弁理士会における知的財産支援センターは、会長、副会長、執行理事からなる執行役員会の下にあり、執行役員会の承認を得て、執行役員会の承認の基に附属機関として、『知的創造活動並びに内外国の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献する』ための独自の活動を行うようになっております。

(2) 知的財産支援センターの組織

知的財産支援センターの組織に関しましては、知的財産支援センター規則第4条に、

『支援センターに、センター長1名、副センター長及び運営委員若干名並びに支援員若干名を置く。

2 センター長は、支援センターを代表し、支援センターの事務を総理する。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 運営委員は、センター長及び副センター長と共に支援センターの運営にあたる。

5 センター長、副センター長及び運営委員は、運営委員会を組織する

6 支援員は、前条の支援事業を行うための実務を処理する。』

と規定しております。

すなわち、センター長を中心に、副センター長（今年度は、8名）と、運営委員（今年度は、81名、うち、部長5名）によって組織されております。そして、知的財産支援センター規則第4条第4項に、『運営委員は、センター長及び副センター長と共に支援センターの運営にあたる。』と記載されておりますように、知的財産支援センターにおきましては、通常の委員会（例えば、特許委員会、商標委員会等）の委員に相当する方々を運営委員と称しております。このように知的財産支援センターの事業は、運営委員が行います。

そして、知的財産支援センター規則第4条第6項で、『支援員は、前条の支援事業を行うための実務を処理する。』と定め、この支援員につきましては、知的財産支援センター規則第5条第7項で、『会員中又は会員外より、センター長が会長の承認を得て委嘱する。』と定めています。このように、知的財産支援センターにおきましては、実際の支援事業を行う方（例えば、セミナーの講師の先生等）を「支援員」と称して、運営委員とは区別しております。

このように、運営委員は、知的財産支援センターの事業をスムーズに行うためのサポート役（いわゆる、裏方さん）であり、支援員が実際に行う支援事業（例えば、セミナーの講師）をお膳立てし、支援事業当日の実務を遅滞なく遂行させるための手助けを行う方々であります。

このセンター長、副センター長及び運営委員は、会員中から日本弁理士会会長が毎年3月中に選任し、任

期は、選任された年の4月1日から2年となっております（知的財産支援センター規則第5条第1項、第2項）。

知的財産支援センター規則では、第7条におきまして、『センター長は、毎年度支援事業計画を作成して会長の承認を得なければならない。』とされており、知的財産支援センターでは、策定しました支援事業計画に基づいて、予算計上を行い、執行役員会の承認を得て、定期総会において会員の承認を得て当該年度の支援事業を実行することになっております。そして、この支援事業計画に基づく支援事業につきましては、支援事業の実施状況（事業報告書）を毎年度末日までにセンター長が会長に提出することになっております（知的財産支援センター規則第8条）。

そして、知的財産支援センター規則においては、その第9条におきまして、『この規則に定めるもののほか、支援センターに関し必要な事項は内規で定める。』としており、この規定に基づきまして、知的財産支援センターの運営に関する詳細が、内規第54号の「知的財産支援センター運営規則」に規定されております。

日本弁理士会総会で承認された支援センター予算に基づく事業については、センター長が責任を負う（知的財産支援センター運営規則第3条）ことになっております。そして、会令第29号第7条に規定する支援事業計画を、本会執行役員会の事前又は事後に承認を得て変更して実施することができる（知的財産支援センター運営規則第4条）ことになっております。この会令第29号第7条に規定する支援事業計画に関しましては、センター長が招集する運営委員会（知的財産支援センター運営規則第6条第1項）における議決を必要としております（知的財産支援センター運営規則第5条第1号）。さらに、支援事業の実施状況の報告（事業報告書）に関しても運営委員会における議決を必要としております（知的財産支援センター運営規則第5条第2号）。

知的財産支援センターには、総務部、出願等援助部、第1事業部、第2事業部、第3事業部の5つの事業部が置かれています（知的財産支援センター運営規則第9条）。そして、各事業部の部員は、運営委員を各事業内容に応じてセンター長が選任しております（知的財産支援センター運営規則第9条第4項）。さらに、各事業部では、部長及び副部长を選んで配置し（知的財産支援センター運営規則第9条第5項）、各部の部

会を部長が招集することになっております（知的財産支援センター運営規則第9条第7項）。

(3) 知的財産支援センターの運営

知的財産支援センターの運営においては、まず、運営委員全員によります運営委員会がセンター長によって招集されます（知的財産支援センター運営規則第6条第1項）。この運営委員会におきましては、①毎年度の支援事業計画に関する事、②支援事業の実施状況の報告に関する事、③その他センター長が必要と認めた事項に関する事を審議する（知的財産支援センター運営規則第5条）大事な会議で、日本弁理士会の総会に匹敵するものであります。このため、定足数が定められており、運営委員会は、運営委員会構成員の5分の1以上が出席しなければ成立しないことになっております（知的財産支援センター運営規則第6条第2項）。この運営委員会は、センター長が議長を務めることになっております（知的財産支援センター運営規則第6条第3項）。運営委員会は、1年に2回、年度初めの知的財産支援センター立ち上げのときと、知的財産支援センターの年度終わりに開催しております。

そして、この運営委員会には、日本弁理士会の会長、副会長及び執行理事が出席することができ、この運営委員会の席上で意見を述べるができることになっております（知的財産支援センター運営規則第7条第1項）。また、センター長は、特に必要と認めた場合に、運営委員会構成員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を述べさせることができる（知的財産支援センター運営規則第7条第2項）ことになっております。

また、知的財産支援センターでは、センター長が会長の承認を得て、会員中又は会員外より、支援員を委嘱することになっており（知的財産支援センター規則第5条第7項本文）、支援員の委嘱の方法については、別途細則に定められています（知的財産支援センター運営規則第8条）。

知的財産支援センターにおける会議としましては、まず、センター長及び副センター長による正副センター長会議（知的財産支援センター運営規則第10条第1項第1号）があります。この正副センター長会議は、文字通りセンター長と、副センター長とによる会議で、原則として月に1回開催されます。この正副センター長会議におきましては、①各部への諮問事項の

決定及びその答申に対する処置，②各部からの審議依頼事項の審議及び決定，③その他センター長が必要と認める事項の審議及び決定を行うところであり（知的財産支援センター運営規則第11条第6号）。すなわち，正副センター長会議は，経済産業省等の各省庁からの依頼事項に対する事項，執行役員会から降りてくる審議事項，知的財産支援センターに対する各委員会からの依頼事項，各地方自治体からの支援要請事項等に対する知的財産支援センターの基本方針を決定する審議を行うところであり。

また，知的財産支援センターにおける会議としまして，センター長，副センター長及び部長による部会長会議（知的財産支援センター運営規則第10条第1項第2号）があります。この部会長会議は，センター長と，副センター長と，各事業部の部長（部長が出席できない場合は，副部長），各支部の支部長（支部長が出席できない場合は，副支部長）による会議で，原則として月に1回開催するもので，正副センター長会議の後に開催しております。この部会長会議では，①複数の事業部にわたる事業についての審議，分担の決定，②部相互間の連絡，協議，③その他センター長が必要と認める事項の審議及び決定を行うところであり（知的財産支援センター運営規則第11条第7号）。すなわち，部会長会議におきましては，正副センター長会議において決定された知的財産支援センターの基本方針を各事業部の部長に伝達し，各事業部内，各支部内で徹底するようにしております。さらに，部会長会議におきましては，各事業部毎の1ヶ月の事業報告，各事業部内で生じた問題点，各支部における支援事業に関する問題点について審議することになっておりますが，各支部の支部長（支部長が出席できない場合は，副支部長）は，部会長会議において議決に加わることはできない（知的財産支援センター運営規則第10条第5項）ことになっております。部会長会議に支部の支部長（支部長が出席できない場合は，副支部長）の出席を御願しているのは，『センター長は必要があると認めるとき，各支部に対して，オブザーバーとして各支部の代表者を部会長会議に出席させ意見を求めることができる』（知的財産支援センター運営規則第10条第3項）という規定に基づくものであります。

そして，知的財産支援センターにおける会議としまして，その他センター長が必要と認めた会議（知的財産支援センター運営規則第10条第1項第3号）があ

りますが，1月に1回，正副センター長会議，部会長会議を開催しておりますので，センター長が必要と認めた会議を開催することはほとんどありません。

さらに，センター長は，必要に応じて，前項の会議又は第9条第1項各号の規定による部に，若しくはこれらに跨って又はこれらとは別に，委員会を設置することができる（知的財産支援センター運営規則第10条第2項）ことになっており，特別に事業を行うためのワーキンググループを設置するようなことがそれに相当します。

知的財産支援センターの運営において，対外的に重要な事項に，「発明考案展における賞状付与等」があります。これは，発明考案展等における審査及び賞状付与を行うことで，この「発明考案展における賞状付与等」に関しては，細則（内規第56号）で別に定めています（知的財産支援センター運営規則第13条）。

(4) 知的財産支援センターと執行役員会との関係

知的財産支援センターは，会長，副会長，執行理事からなる執行役員会の下にあり，執行役員会の承認を得て，執行役員会の承認の下に附属機関としてなっております。しかし，知的財産支援センターは，策定しました支援事業計画と，それを実行するための予算について執行役員会の承認を得ますが，その実行に関しましては，執行役員会の承認なく実行できますし，支援事業計画にない事業を行うことを執行役員会から求められることはありません。このような意味では，支援事業計画とその実行においては，執行役員会から独立した存在となっております。

3. 知的財産支援センターの主な活動内容

次に，知的財産支援センターは，実際にどのような活動をしているのか，知的財産支援センターの活動内容について説明致します。

(1) 知的財産支援センターの活動対象

知的財産支援センターの活動は，弁理士会から外に向けてのもので，会員である弁理士個人に対する支援を行うものではありません。そして，この知的財産支援センターの活動は，外部に向けた支援に止まらず，外部の諸団体に対する協力の場合もあります。すなわち，知的財産支援センターの活動は，知的財産支援センターの支援活動と，知的財産支援センターの協力活

動の2つがあります。

このように知的財産支援センターの支援活動の対象としましては、「社会一般」に対する支援、地方自治体（都道府県、政令指定都市、市区町村）に対する支援、各地経済産業局に対する支援、総務省に対する支援、財務省（税関）に対する支援、各種団体（中小企業基盤整備機構、発明協会、各地商工会議所）に対する支援、大学・小中高に対する支援があります。

また、知的財産支援センターの協力活動の対象は、特許庁に対する協力、経済産業省に対する協力、文部科学省（文化庁）に対する協力があります。

(2) 知的財産支援センターの具体的な活動内容

知的財産支援センターの具体的な活動内容は、知的財産支援センターの組織が、総務部、出願等援助部、第1事業部、第2事業部、第3事業部の5つの事業部から成り立っていますところから、各事業部によってそれぞれ異なっております。各事業部の活動内容は、次のようであります。

①総務部

総務部は、知的財産支援センター運営規則第11条第1号によりますと、『①支援センターの運営に関する企画及び立案、②支援センター全体の事務的な管理、③支援員の登録管理、④本会及び各支部における支援活動に関する広報、⑤他の部に属さない事業の実施、⑥その他前各号に付随する事項』となっております。

すなわち、総務部は、知的財産支援センターの総務、広報を司る部署で、知的財産の普及昂揚のための広報活動、各部間の調整、知的財産支援センター内の関係例規の整備・運用、支援員データベースの整備等を行う事業部です。

②出願等援助部

出願等援助部は、知的財産支援センター運営規則第11条第2号によりますと、『①会令第23号「特許出願等援助規則」の運用に関する事項案、②内規第57号「特許出願等援助規則施行細則」第12条の審査、③その他前各号に付随する事項』となっております。すなわち、日本弁理士会では、会令第23号の「特許出願等援助規則」において、『優れた発明の擁護に資するため、特許出願及びそれに関連する手続（以下「特許出願等の手続」という。）を行う資力に乏しい次に掲げる者（以下「被援助者」という。）に対して援助をすることができる。』（特許出願等援助規則第1条）

となっております。この援助内容は、『(1) 特許出願等の手続に要する費用（弁理士報酬及び特許印紙などの諸経費を含む。以下「手続費用」という。）の全部又は一部の負担』と『(2) 手続費用の全部又は一部の立替』となっておりますが、現在は、『(1) 特許出願等の手続に要する費用の全部または一部の負担』だけとなっております。そして、援助の申請があったときは、日本弁理士会会長が知的財産支援センター（実際には、出願等援助部）に審査させ、その報告に基づいて、援助の可否及び内容を速やかに決定することになっていきます（特許出願等援助規則第4条）。このように出願等援助部は、特許出願等援助規則の運用を司る部署で、日本弁理士会が資力に乏しい個人に対し、出願等に対する資金援助を行うとしている事に対して、出願等の援助申請があったときの審査、援助制度、援助規則に関する検討などを行う事業部です。

③第1事業部

第1事業部は、知的財産支援センター運営規則第11条第3号によりますと、『①創造教育の促進の為に必要な施策の実施、②知的財産に関する教育を促進する為に必要な施策の実施、③知的財産の啓発、教育に関する事項、④知的財産に関する研修、指導に関する事項、⑤その他前各号に付随する事項』となっております。すなわち、第1事業部は、教育、研修等を通じて知的財産の昂揚普及を司る部署で、知的財産の啓発、教育、指導、相談（具体的には、発明相談、各種イベントへの協力、セミナーによる啓蒙普及）、寸劇の上演（特許エンターテイメントセミナー、商標エンターテイメントセミナーの開催）、支援員（大学授業講師、中小企業、小中高出張授業講師、発明相談員等）に対する研修会の開催、小中高支援の運営（小中高学校の出張授業）を行う事業部です。

④第2事業部

第2事業部は、知的財産支援センター運営規則第11条第4号によりますと、『①発明展等の開催又は外部機関が開催する発明展等への協力、②その他の知的創造活動を奨励するのに必要な事項、③知的財産に関する相談会、講演会、講習会等の開催又は外部機関が開催する知的財産に関する相談会、講演会、講習会等への協力、④知的財産の創造、保護、活用に関する、人的若しくは資金的援助又は外部機関への協力、⑤大学、高専における知的財産の保護、活用、啓発に関する人的若しくは資金的援助又は外部機関への協力、⑥

中小企業における知的財産の保護、活用、啓発に関する人的若しくは資金的援助又は外部機関への協力、⑦その他前各号に付随する事項』となっております。すなわち、第2事業部は、外部機関の講演会等への講師派遣、特許流通フェアなどへの相談員の派遣、大学からの非常勤講師等の依頼に対する講師派遣、発明展などの審査員・表彰授与者の派遣、ICTベンチャー企業の支援等を行う事業部です。

⑤第3事業部

第3事業部は、知的財産支援センター運営規則第11条第5号によりますと、『①国内外の知的財産に関する情報の提供、②外部機関における知的財産に関連する補助金制度等に関する情報の提供、③地域における知的財産制度の普及、啓発、知的財産の創造、保護、活用を支援する事業、④その他前各号に付随する事項』となっております。すなわち、第3事業部は、中小企業向けの情報収集事業（例えば、各自治体が行っている出願支援の調査）、支援員向けの情報収集、地方自治体支援（知的財産支援協定に基づくセミナー等の開催）を行う事業部です。

(3) 知的財産支援センターの活動形態

知的財産支援センターの支援活動の形態としましては、地方自治体に対する、支援員によります知的財産戦略に関する支援プログラムの作成、知的財産教育に関する支援プログラムの作成があります。この地方自治体に対する知的財産教育に関する支援プログラムには、地方自治体の主催する知的財産教育セミナーに参加する各企業の関係者に対する支援プログラムと、地方自治体が地方自治体の職員に対して実施する知的財産教育セミナーに対する支援プログラムの両者があります。地方自治体が地方自治体の職員に対して実施する知的財産教育セミナーは、各地方自治体の職員に対する知的財産教育を積極的に取り上げる地方自治体が多くあるわけではなく、知的財産教育に熱心な地方自治体に特有なものとなっております。

また、大学等の教育機関に対します支援員による知的財産戦略に関する支援プログラムの作成につきましては、大学等の知的財産戦略に対しての支援プログラムの作成、大学等の知的財産教育に対しての支援プログラムの作成があります。

これらは、全て支援員によりますお手伝いの部分であります。

また、中小企業に対しては、中小企業を対象とした各種助成金・補助金等の情報の調査・収集を行っております。これら収集しました情報は、日本弁理士会のホームページ上で公開するようにしております。

さらに、資力の乏しい個人に対しては、特許出願等費用（印紙代、弁理士手数料、出願審査請求料）の援助を行っています。また、講演会・講習会・相談会を開催し、知的財産の発掘・評価、発明者に対する知的財産の育成・実務指導を行っています。

4. 知的財産支援センターの活動報告

次に、知的財産支援センターは、どのような活動を行ってきたのかについて振り返ってみたいと思います。

(1) 過去の活動状況

知的財産支援センターは、知的財産の支援活動を行ってききましたが当初は、主に相談業務で、積極的な支援という点では消極的でした。大学支援も大学からの非常勤講師等の派遣依頼等が主でありました。これらにつきましては、知的財産支援センターが窓口となって、各先生方を紹介する等の業務を行ってまいりました。

知的財産支援センターの事業としまして、例年、4月の『発明の日』のイベント、京都国際会館において産学官連携推進会議に参加、7月の弁理士の日の記念行事の開催（全国一斉無料発明相談会）、毎年9月末に行われる東京地区在京十士業による「暮らしと事業のよろず相談会」への参加・開催を行います。

私が経験致しました知的財産支援センターの過去の支援活動の主なものを取り上げて知的財産支援センターの過去の活動を紹介しておきます。

平成15年度に私の提案で、『弁理士が提供する実務力向上のための特許セミナー』において、視聴者参加型の『弁理士が提供する実務力向上のための商標セミナー（人が並ぶ商標相談所）』、『特許エンターテイメントセミナー』（「おにぎりパックの特許出願と特許侵害」）を開催しております。我々弁理士が視聴者参加型の商標セミナー、特許エンターテイメントセミナーを開催するに当たっては、日本弁理士会が独自に開催するのでは、費用、観客の動員に限界がありました。そこで、各地方経済産業局との共催、各県との共催を視野に入れて、年度初めの各地方経済産業局への表敬

訪問、各地方経済産業局の特許室長と日本弁理士会との意見交換会の席上、日本弁理士会には、人材は居ますが、お金がありませんので、各地方経済産業局で予算を採って下さいと直接御願ひ致しました。これ以来、受益者負担という考えが前面に出てきて、現在では定着しております。

この平成15年に、独立行政法人工業所有権情報・研修館が独法化して3年目を迎え、独法化の5年後見直しの時期が近づいてきましたので、独立行政法人工業所有権情報・研修館が各界の有識者を集めて開催する「閲覧事業・相談事業の今後のあり方に関する検討委員会」への日本弁理士会に対しての代表者の出席要請が行われ、知的財産支援センターに推薦依頼がなされ、私が出席し、意見を述べる機会を得ました。

平成14年度に小中学校支援チームを立ち上げ、平成15年度から本格的な始動を行うべく各小中学校に対して「弁理士による出張授業を行います」という働きかけを行いました。これが現在の第1事業部における「小中高等学校の出張授業」へと繋がってきております。

平成16年度には、平成15年に知的財産支援センター主催で1回75万円で8回の開催を予定していました『特許エンターテイメントセミナー』に関して、各地から開催要請が出始めてきました。この年、知的財産支援センターに汐文社から小中学校の生徒向けの「イラスト大図鑑知的財産権」(全三巻)の執筆依頼があり、知的財産支援センターの精鋭を充てて、分筆して頂き、平成16年度中に「イラスト大図鑑知的財産権」(全三巻)を汐文社から出版致しました。

平成16年度は、『特許エンターテイメントセミナー』に関しまして、知的財産支援センター主催が少なく、経済産業局、地方自治体との共催が多くなりました。これは、知的財産支援センターからの提案に対して一定の理解が示されたものであります。この平成16年度には、正副会長会が主催するタウンミーティングが盛んに開催され、このタウンミーティングにおいて『特許エンターテイメントセミナー』を開催する機会が増大しました。このタウンミーティングにつきましては、①函館タウンミーティング、②広島タウンミーティング、③新潟タウンミーティング、④鹿児島タウンミーティングと全てに知的財産支援センターが協力する『特許エンターテイメントセミナー』を開催しました。

唯一、知的財産支援センター主催のセミナーは、沖縄セミナーで、視聴者参加型の『商標セミナー(人が並ぶ商標相談所)』、『特許エンターテイメントセミナー』、奄美大島、徳之島での小中学校支援を一挙に開催しました。

平成13年度には、知的財産支援協定が平成13年2月に初めて《島根県》と日本弁理士会との間で締結され、知的財産支援協定に基づく地方自治体への支援が本格的に始まりました。日本弁理士会の地方自治体への支援は、知的財産支援協定に基づくものが増え始め、日本弁理士会と地方自治体との知的財産支援協定の輪が拡がり始めました。この知的財産支援協定に基づく知的財産支援には、知的財産支援センターの運営委員が関与し、各種セミナーの開催を行っております。

日本弁理士会と地方自治体との知的財産支援協定について見てみますと、平成15年には、5月に高知県と、平成17年には、6月に岩手県、北海道、栃木県と、7月に福島県と、平成18年には、5月に鳥取県、福岡県、6月に大分県、宮城県と、7月に石川県と、10月に山形県と、平成19年には、3月に川崎市と、6月に富士宮市と、10月に愛媛県と、11月に長野県と、平成20年には、3月に秋田県と、平成21年には、4月に青森県とそれぞれ知的財産支援協定が締結されております。今では、各地方自治体に対する支援は、日本弁理士会と地方自治体との知的財産支援協定に基づくものが一般的となっております。このような知的財産支援協定に基づく支援は、受益者負担が原則となっており、それが明確に打ち出されておりますので、支援する日本弁理士会にとっても支援し易い形となっております。

(2) ここ1年間の活動状況

ここ1年の知的財産支援センターの活動を紹介しておきます。日本弁理士会の活動に対して知的財産支援センターが関与した事業としまして、平成21年4月16日の青森県との支援協定締結調印式と、「知的財産フォーラム in 青森「～特許、商標等知的財産による新事業創出、付加価値向上に向けて～」への参加協力、平成21年7月16日の鳥取県との支援協定締結調印式と、「知的財産フォーラム in 鳥取」への参加協力、平成21年10月21日の三重県における「知財支援フォーラム in 津」への参加協力、平成21年11月16日の福井県における「商標フォーラム in 福井」への参加協

力がありました。

また、知的財産支援センターの第1事業部の事業としまして、平成21年10月21日の近畿で行いました小中高支援員研修、平成21年11月9日の東北で行いました小中高支援員研修、平成21年11月24日の関東で行いました支援員共通基礎研修、平成21年12月8日の関東で行いました小中高支援員研修がありました。

また、知的財産支援センターの第2事業部の事業としまして、平成21年6月20日～21日に京都府の国立京都国際会館で行われました第8回産学官連携推進会議に参加（ワークショップ、相談会、展示ブースへの参加）しました。また、平成21年9月3日に第12回全国一斉無料特許相談会を開催しました。そして、平成21年6月27日、9月17日、10月1日、10月15日の各日に北海道において、ICTベンチャー知的財産戦略セミナーを開催しました。さらに、平成21年9月8日、9月29日、10月6日、10月22日の各日に埼玉県において、ICTベンチャー知的財産戦略セミナーを開催しました。また、平成21年10月29日、11月12日、11月26日、12月10日の各日に東京都において、ICTベンチャー知的財産戦略セミナーを開催しました。また、平成21年8月27日、9月10日、9月24日、10月8日の各日に山口県宇部市において、ICTベンチャー知的財産戦略セミナーを開催しました。さらに、平成21年10月20日、11月10日、11月24日、12月8日の各日に香川県高松市において、ICTベンチャー知的財産戦略セミナーを開催しました。

また、知的財産支援センターの第3事業部の事業としまして、平成21年6月22日、7月28日、11月20日に高知県におきまして、県職員を対象に「知財勉強会」を開催致しました。さらに、平成21年7月2日、9月11日、10月23日に高知県におきまして、中部・東部・西部における行政機関・団体職員向け「知的財産セミナー」を開催致しました。加えて、平成21年7月29日、8月20日、8月31日に高知県におきまして、「知的財産活用モデル支援事業」へアドバイザーを派遣致しました。また、平成21年7月15日に青森県におきまして、品種の育成や利用に係る研究職員を対象に「育成品種に係る知的財産関係の研修会」を開催致しました。さらにまた、平成21年9月4日、9月18日、10月2日の各日に岩手県において、経営者、研究開

発者等を対象に「いわて知的財産権セミナー2009（中級コース）」を開催致しました。そして、鳥取県におきまして、平成21年9月29日、9月30日に「知的財産セミナー2009 意匠デザインセミナー（企業対象）」を、平成21年10月14日、10月21日に「知的財産権セミナー2009 実務者セミナー（中小企業対象）」を、平成21年10月28日、11月11日、11月25日、12月9日、平成22年1月13日、1月29日に「知的財産セミナー2009 知財ゼミ（企業対象）」をそれぞれ開催致しました。また、平成21年10月28日、11月18日、平成22年1月27日の各日に宮城県におきまして、「みやぎ知財セミナー2009」のセミナーを開催致しました。またさらに、平成21年10月21日に山形県におきまして、県庁職員を対象に「知的財産研修会」を、平成21年11月24日、11月25日の両日に大学校の学生を対象に「知的財産権の講話」を開催致しました。そして、平成21年11月11日に秋田県で、平成21年12月11日に石川県で、一般の方を対象に、「知的財産権セミナー」及び「知的財産セミナー」をそれぞれ開催致しました。

5. 今後の課題

(1) 支援協定における支援センターの役割

日本弁理士会は、日本弁理士会の社会貢献活動として、地方自治体との間に「知的財産支援協定」を締結しております。この「知的財産支援協定」の締結は、日本弁理士会（会長）と地方自治体の長（都道府県知事）との間で行われ、その具体的実行するための「覚書」は、知的財産支援センター長と県職員の長（例えば、商工労働部長等）との間で取り交わされます。

この「知的財産支援協定」は、日本弁理士会側から地方自治体に働きかけることはなく、地方自治体からの要請に基づいて締結されるものであります。すなわち、地方自治体からの日本弁理士会への知的財産に関する支援の依頼に対して、日本弁理士会からの支援の内容を明確な形にして取り交わすものであります。したがって、「知的財産支援協定」は、執行役員会で決定され、知的財産支援センターにおいて実行するという形になっております。

このように執行役員会において決定され「知的財産支援協定」が締結されますと、「覚書」を交わし、この「覚書」に基づいて、知的財産支援センターと地方自治体の職員（県職員）との間で「知的財産支援」の

具体的施策が取り決められます。この具体的施策に基づき知的財産支援センターの各事業部の運営委員の先生方と地方自治体の職員（県職員）との間で具体的な運営方法が討議され、支援員を決定して支援事業を実行するという段取りとなっております。

したがって、「知的財産支援協定」が締結されますと、この「知的財産支援協定」に基づく支援事業を知的財産支援センターにおいて実行することになります。ともすると、執行役員会において決定された「知的財産支援協定」につきまして、知的財産支援センターにおいて審議（「知的財産支援協定」の締結の良否ではなく、どのような支援内容なのか）がなされないまま締結されるという事態もあり得、このような事態は、回避すべきであると考えます。

(2) 各支部の支援活動と支援センター

日本弁理士会では、全国9つの支部（北海道支部、東北支部、北陸支部、関東支部、東海支部、近畿支部、中国支部、四国支部、九州支部）を設けています。

したがって、日本弁理士会は、本会と9支部という構成となっております。この9つの支部のそれぞれにつきましては、支部規則が制定されており、これら各支部規則には、支部の事業としまして、『知的財産権制度と弁理士制度の普及及び改善に関すること。』と、『知的財産活動の支援に関すること。』が明記されております。したがって、9つの支部は、各支部の判断で独自に知的財産の支援活動を行うことができるようになっております。

このようなことから、全国9支部化に伴って、知的財産支援センターと各支部との関係や役割が変化しております。地方自治体からの要請に直接応じるのは当該地方自治体が属しています各支部が当たり、知的財産支援センターは、各支部を無視して地方自治体の要請に応じることはできないことになっております。

すなわち、地方自治体への実際的な支援活動が知的財産支援センターから、各支部に移っております。しかしながら、知的財産支援センターは、支援活動をしなないということではありません。地域知財における支援活動の中心的役割を果たすのが各支部であるということであり、各支部がマンパワー不足などで応援を必要とするときは、必要に応じて本会の知的財産支援センターによる支援を受けることとなります。

したがって、知的財産支援センターは、各支部からの要請を受けて日本弁理士会本会としての支援として、各支部の事業を行うこととなります。言い換えれば、各地域における地方自治体と協力して行う支援活動は、各支部が前面に出て行い、知的財産支援センターは、各支部の活動を側面からサポートすることとなります。

これは、9つの支部のそれぞれの知的財産支援活動に対する取り組みに温度差があること、9つの支部のそれぞれの人的構成も各支部において格差があり、9つの支部を画一的に統一にできないということから、9つの支部が設立される際に、各支部の知的財産支援活動と、知的財産支援センターの知的財産支援活動を併存させる二重構造を採用せざるを得ないということによっております。したがって、9つの支部と知的財産支援センターとの関係は、各地方自治体に対する支援に対しては、原則として各支部が行うとし、各支部がマンパワー不足などで応援を必要とするとき、あるいは日本弁理士会全体で取り組む必要がある場合に、本会として知的財産支援センターの支援を受けるという態勢になっております。

(3) 各支部の支援センターとの関係における問題点

各支部の知的財産支援活動と、知的財産支援センターの知的財産支援活動を併存させる二重構造を採用する結果、そこにはいくつかの問題があります。すなわち、各地方自治体に対する支援は、各支部が原則行い、各支部がマンパワー不足などで応援を必要とするとき知的財産支援センターが支部の手助けをするという形で支援をおこなうという態勢は、一見すると明確になっているように見えます。しかしながら、各支部がマンパワー不足などで応援を必要とするときというのは、どういう場合で、それを誰が認定するのか、必要に応じて本会（知的財産支援センター）が支援するとされているが、どのタイミングで、どのように、いつまでなのか、本会（知的財産支援センター）が支援した場合は、各支部は一切関与できないのか等、明確になっておりません。

例えば、特定の地域（県）が支援を希望しているにも拘わらず、当該支部が何らかの理由で意識的に対応しない事態が発生した場合、知的財産支援センターが当該支部の意向を無視してその地域（県）に対して直接対応すべきか、明確にはなっておりません。当該支

部の意向からすれば対応しないという結論を出しているのではありませんから、本会の知的財産支援センターが当該支部を飛び越えて支援を行うということは望ましいことではありません。

さらに、各支部が独自に行う知的財産支援活動が、本会の予定する知的財産支援活動に合致しているかのチェック機能をどうするのかといった点が明確になっていません。この点に関しましては、今後の知的財産支援センターのあり方として明確にする必要があります。

またさらに、各支部が独自に知的財産支援活動を行うに当たっては、その費用は、各支部の支部費で賄うことになっています。この支部費は、当該支部に所属する支部員の規模（人数）によって決められており、9つの支部の規模が異なっているところから9つの支部の支部費に大きな差があります。しかし、各地方自治体に対する支援は、各支部が原則行うこととしたため、各支部が等しく知的財産支援活動を行おうとすると、その費用に差は生じません。したがって、規模の小さな（支部会員の数の少ない）支部は、それなりの活動しかできないということになります。

そうしますと、規模の小さな（支部会員の数の少ない）支部が独自に知的財産支援活動を行う場合は、本会の知的財産支援センターの支援を得なければできない状況にあります。知的財産支援センターにおきましては、『センター長は、毎年度支援事業計画を作成して会長の承認を得なければならない。』（知的財産支援センター規則第7条）との規定を受けまして、年度初めに支援事業計画を作成し、これに対する予算を計上しております。この支援事業計画は、知的財産支援センターの知的財産支援活動でありまして、規模の小さな（支部会員の数の少ない）支部が独自に知的財産支援活動を支援する費用の予算計上はしていません。このため規模の小さな（支部会員の数の少ない）支部が、本会の知的財産支援センターの支援を得ようとしても、知的財産支援センターで予算を計上していない

ため支部独自の知的財産支援活動を行うことができないという事態も生じ得ます。

このような知的財産支援活動における予算措置に関して、各支部の知的財産支援活動と、知的財産支援センターの知的財産支援活動とを併存させる二重構造に対応した予算組みをどのようにするか明確にする必要があります。このことは、仮に各支部の知的財産支援活動が「知的財産支援協定」に基づくものであったとしても、「知的財産支援協定」を実行するための支援事業を行う費用をどこが予算処置するのか明確にする必要があります。

(4) 各弁理士の運営委員への参加

国（行政）や日本弁理士会本会の政策に基づき、知的財産支援センターが窓口になり全国展開しなければならない事業があります。このような事業は、会長からの当該支部に委任されることとなります。これには、総務省のICTベンチャー知的財産戦略セミナーや、パテントコンテスト & デザインパテントコンテスト（主催：文部科学省・特許庁・日本弁理士会・（独）工業所有権情報・研修館）に対応した事前教育等があります。これは、知的財産支援センターや各支部の意思に拘わらず発生する支援事業であります。

知的財産支援センターの運営委員は、各支部の知的財産支援事業、あるいは知的財産支援センターの知的財産支援事業をスムーズに行うためのサポート役であり、知的財産支援事業が盛んに行われている昨今におきましては、運営委員及び支援員が不足しております。運営委員及び支援員が不足しますと、予定されます知的財産支援活動に支障をきたすことになりかねません。

したがって、会員の多くの先生方のご協力が不可欠なものとなっております。多くの先生方の知的財産支援センターへの参加ご協力を御願い致します。

（原稿受領 2009. 12. 17）